

第 16 号議案

桶川市下水道使用料条例の一部を改正する条例

桶川市下水道使用料条例（昭和 55 年桶川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

(2) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前					改正後					
(使用料の算出方法)					(使用料の算出方法)					
第5条 略					第5条 略					
種別	使用料算定基準(1月につき)				種別	使用料算定基準(1月につき)				
	基本料金		超過料金			基本料金		超過料金		
	汚水排除量	金額	汚水排除量別	金額(1立方メートルにつき)		汚水排除量	金額	汚水排除量別	金額(1立方メートルにつき)	
一般 汚水	<u>10立方メートル</u> まで	<u>700円</u>	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	110円	一般 汚水	<u>8立方メートル</u> まで	<u>1,180円</u>	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	100円	
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	120円					10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	110円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	130円					30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	120円
			100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	140円					50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	130円
			200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	150円					100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	140円
			500立方メートル	160円					200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	150円
									500立方メートル	160円

		ルを超え1,000 立方メートルま での分				ルを超え1,000 立方メートルま での分	
		1,000立方メー トルを超える分	170円			1,000立方メー トルを超える分	170円

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している公共下水道の使用で、同日から令和6年5月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和5年2月20日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

桶川市公共下水道事業の持続可能な運営のための使用料適正化に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。